

六甲アイランドイベント広場 利用規定

前 文

六甲アイランドイベント広場は、神戸市みなと総局（所有者）と六甲アイランド地域振興会（管理者）との協定をもとに、維持管理をしています。全てのみなさんが気持ちよく利用できるよう、定められたルールを守りましょう。

禁止事項

六甲アイランドイベント広場では、下記の行為を禁止します。

- ・ゴミの放置及び投棄
- ・周辺道路への駐車
- ・広場内への自動車・バイクの乗り入れ（許可車両を除く）
- ・近隣住民の迷惑となる騒音行為
- ・火気の使用（花火、バーベキュー等）
- ・ゴルフや野球などの球技（素振りを含む）
- ・管理者の許可なく行う営利目的の催し及び講習会、教室等
- ・政治、宗教に係わる行為、公序良俗に反する行為、他人に危険や迷惑をかける行為
- ・その他管理者が不適切とする利用

上記の禁止事項を守らない利用者は、個人・団体にかかわらず今後一切の利用をお断りいたします。

イベント広場内でのトラブル・事故等について

六甲アイランドイベント広場内での事故・トラブル等において、神戸市みなと総局および六甲アイランド地域振興会は一切の責任を負いかねます。

また、禁止行為・トラブル等があった場合、地域振興会関係者による対応はできません。その場にいらっしゃる当事者間で解決くださるようお願いいたします。

イベント広場に関するお問い合わせ先

当広場に関するお問い合わせ、ご連絡は下記までお願いいたします。

六甲アイランド地域振興会 イベント事務局（株）ニュースダスト

〒658-0032 神戸市東灘区向洋町中 1-14-209

TEL:078-857-0677/FAX:078-857-8475/受付時間：月～金 10:00～18:00（祝日を除く）

専用利用について

六甲アイランドイベント広場は、各種イベント開催のための専用利用制度を設けています。
専用利用時は、一般の方のご利用はできません。

①専用利用 基本概要

- ・専用利用可能時間

8時～20時（原則）

※但し、準備及び撤収の時間として前後1時間の利用が可能です。

※早朝および夜間は近隣住民の方の迷惑とならないよう、特にご注意ください。

※上記時間外での利用を希望される場合は別途ご相談ください。

- ・利用面積

別紙図面を参照ください。

- ・申込受付の開始日程

原則として6ヶ月前より、イベント広場の専用利用受付を開始します。

ただし、6ヶ月前より前に専用利用申込を希望される場合は、別途ご相談ください。

②専用利用料金

- ・専用利用時の料金については、下記表を参照してください。

利用団体種別	料金（税込）
六甲アイランド地域振興会 加盟法人	5,000 円
一般法人	10,000 円

- ・料金は消費税込です。

- ・準備、搬出にかかる時間も上記料金が発生します。

③利用申込方法

- ・別紙「六甲アイランドイベント広場利用申込書」に必要事項を記入の上、事務局に持参いただくかFAXにてお申込みください。

- ・専用利用は法人・サークル等の団体単位での申込のみ可能です。

※個人での申込・利用はできません。

- ・申込書に記入欄に不備がある場合はご利用いただけません。

- ・申込手続き完了後の主催者都合によるキャンセルは、別途キャンセル料を申し受けます。

- ・悪天候による中止は主催者都合ではありませんので、キャンセル料は発生しません。

キャンセル日	キャンセル料金
使用日の60日前から31日前までのキャンセル	利用料金の30%
使用日の30日前から1週間前までのキャンセル	利用料金の50%
使用日の1週間前から3日前までのキャンセル	利用料金の70%
使用日の3日前から当日のキャンセル	利用料金の100%

④専用利用時の注意事項

- ・利用目的・内容により、専用利用をお受けできない場合があります。
（例）危険を伴う行為、公序良俗に反する行為など
専用利用を希望される際は、申込書に必ず明確な利用目的を記入してください。
- ・専用利用時は、申込書に記載された**現場責任者**が必ず現場に就き、管理者との連絡がつく状態にしてください。
万が一**現場責任者**が不在になる場合は、事前に代理の方の連絡先をお伝えください。
- ・イベント広場内およびその周辺において、広場利用者および関係者による行為等によって地面や設備等に汚損・破損が生じた場合、主催者の負担にて責任を持って修繕（原状回復）していただきます。
- ・広場周辺には住宅があるため、近隣住民の迷惑となるような騒音や活動はお控えください。
当会ならびに近隣住民からの要望があった場合、許容範囲内まで音量等を調節いただきます。
- ・イベント等の開催時、事前申請があった場合のみ車両の乗り入れ、展示が可能です。
- ・広場内に乗り入れ可能な車両は、総重量 2t 以下とします（乗用車、軽トラック等）。
- ・広場内での飲食営業を行う際は、事前に保健所（東灘区役所内）に申請いただき、申請書類の複写を利用日の 1 週間前までに事務局にご提出ください。
申請書類の確認が取れていない場合、出店販売を中止していただきます。
- ・喫煙をする際は、主催者にて必ず喫煙場所を設けて、灰皿の設置をお願いいたします。
- ・利用時に出たゴミはすべて主催者にて処理し、広場内に残すことのないよう注意してください。
- ・管理者に連絡なく、申込書に記載された利用内容を変更したり、記載にない内容を実施している場合、専用利用を取消・中止することがあります。
- ・利用後は必ず広場内を清掃してください。
- ・広場内における事故・トラブル等について、神戸市みなと総局および六甲アイランド地域振興会は一切の責任を負いかねます。
- ・不測の事故・災害等により、広場の利用が困難になった場合に発生する損害等については、神戸市みなと総局および六甲アイランド地域振興会は一切の保証をいたしません。
- ・専用利用をされるにあたり、本規約をすべて理解いただいたものとみなし、万が一規約に反する行為があった場合、イベント等の開催中止及び以後の利用をお断りする場合があります。

